

兵庫県公報

令和5年3月10日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
人事委員会告示	
○ 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	3

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第2号）
警察本部の組織改正等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月10日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表第23の3の項(5)ア中「本部及び市警察部の課長」を「本部、市警察部及びサイバーセキュリティ・捜査高度化センターの課長」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第16の2中

「				「				
	市立東谷小学校	川西市見野	1級地	を	市立東谷小学校	川西市見野	1級地	に改める。
	市立黒川小学校	川西市黒川	1級地		市立牧の台小学校	川西市大和東1丁目	1級地	
	市立牧の台小学校	川西市大和東1丁目	1級地					」
」								

（市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則の一部改正）

第3条 市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「								
	市立東谷小学校	川西市見野	1級地	を	市立東谷小学校	川西市見野	1級地	に改める。
	市立黒川小学校	川西市黒川	1級地		市立牧の台小学校	川西市大和東1丁目	1級地	
	市立牧の台小学校	川西市大和東1丁目	1級地					」
」								

（職員の管理職手当に関する規則の一部改正）

第4条 職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正す

る。

別表第1警察本部の款を次のように改める。

警察本部	(1) 参事官 (2) 監察官室長 (3) 監察官 (4) 警察学校長	2種
	(1) 本部、市警察部及びサイバーセキュリティ・捜査高度化センターの課長 (2) 訟務官 (3) 科学捜査研究所長 (4) 機動捜査隊長 (5) 特殊詐欺特別捜査隊長 (6) 生活安全特別捜査隊長 (7) 第一機動パトロール隊長及び第二機動パトロール隊長 (8) 鉄道警察隊長 (9) 運転免許試験場長 (10) 交通機動隊長 (11) 高速道路交通警察隊長 (12) 機動隊長 (13) サイバーセキュリティ・捜査高度化センター副センター長 (14) 警察署長 (15) 警察署の副署長（灘、生田、西宮、尼崎南、明石、加古川及び姫路警察署の副署長に限る。） (16) 参事（医師・歯科医師職4級の者に限る。）	3種
	(1) 参事（医師・歯科医師職4級の者を除く。） (2) 管理官 (3) 警察署の副署長（東灘、葺合、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、甲子園、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚及び飾磨警察署の副署長に限る。）	4種
	(1) 本部、市警察部及びサイバーセキュリティ・捜査高度化センターの課（室・所・場）の次席 (2) 機動捜査隊副隊長 (3) 特殊詐欺特別捜査隊副隊長 (4) 生活安全特別捜査隊副隊長 (5) 第一機動パトロール隊副隊長及び第二機動パトロール隊副隊長 (6) 鉄道警察隊副隊長 (7) 交通機動隊副隊長 (8) 高速道路交通警察隊副隊長 (9) 機動隊副隊長 (10) 警察学校副校長 (11) 警察署の副署長（東灘、灘、葺合、生田、兵庫、長田、須磨、垂水、神戸西、西宮、甲子園、尼崎南、尼崎東、尼崎北、伊丹、川西、宝塚、明石、加古川、姫路及び飾磨警察署の副署長を除く。）	5種

（職員等の寒冷地手当に関する規則の一部改正）

第5条 職員等の寒冷地手当に関する規則（昭和39年兵庫県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

高橋小学校	豊岡市但東町久畑
清滝小学校	豊岡市日高町山宮

」を「

清滝小学校	豊岡市日高町山宮
-------	----------

」に改める。

附 則

この規則は、令和5年3月24日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第5条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会告示

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月10日

兵庫県人事委員会

委員長 田 中 基 康

兵庫県人事委員会告示第1号

職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程

職員の給与に関する実施規程（昭和35年兵庫県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの項を次のように改める。

サイバーセキュリティ・ 捜査高度化センター	職員	職員	主任 職員	主査	課長補佐 係長	課長補佐				
--------------------------	----	----	----------	----	------------	------	--	--	--	--

別表第2 警察本部刑事部科学捜査研究所の項を次のように改める。

警察本部刑事部科学捜査研究所	職員	研究員	上席研究員 主任研究員	次席 主幹 科長 主席研究員	所長 参事
----------------	----	-----	----------------	-------------------------	----------

別表第5 警察本部の項を次のように改める。

警察本部	係員 隊員	係員 隊員	主任 分隊長 係員 隊員	係長 小隊長 主任 分隊長	上席係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長 上席係長 小隊長	課長補佐 室長補佐 所長補佐 隊長補佐 場長補佐 中隊長	次席 副隊長 調査官	参事官 室長 監察官 課長 訟務官 隊長 管理官
------	----------	----------	-----------------------	------------------------	-------------	--	---	------------------	--

別表第5 サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの項を次のように改める。

サイバーセキュリティ・ 捜査高度化センター	係員	係員	主任 係員	係長 主任	上席係長	課長補佐 上席係長	課長補佐	次席 調査官	副センター長 課長 管理官
--------------------------	----	----	----------	----------	------	--------------	------	-----------	---------------------

別表第5 備考1中「サイバー犯罪対策課長、交通規制課長及び外事課長」を「交通規制課長、外事課長及びサイバー捜査課長」に改める。

附 則

この告示は、令和5年3月24日から施行する。